

公 告

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条第1項に基づき、平成22年12月20日に特定事業として選定した田原市給食センター整備運営事業を実施する民間事業者を公募型プロポーザル方式により募集及び選定を行うに当たり、募集要項及び別添書類を別添のとおり公表する。

平成23年2月3日

田原市長 鈴木 克 幸

田原市給食センター整備運営事業

募集要項

平成23年2月3日

田 原 市

目 次

1	募集要項の定義	1
2	本事業の概要	2
	(1) 事業名称	2
	(2) 対象となる公共施設等の種類	2
	(3) 公共施設等の管理者	2
	(4) 事業目的	2
	(5) 公共施設等の立地条件及び規模	2
	(6) 事業範囲	3
	(7) 事業方式	5
	(8) 事業期間	5
	(9) 事業スケジュール(予定)	5
	(10) 事業期間終了後の措置	5
	(11) 事業者の収入に関する事項	6
	(12) 事業に必要な根拠法令等	6
	(13) 市が実施する業務	7
3	応募に関する事項等	8
	(1) 応募者の参加資格要件等	8
	(2) 応募者の参加資格確認基準日	11
	(3) 応募者の構成員等の変更	11
	(4) 応募に係る留意事項等	11
	(5) 予定価格	12
	(6) 提案価格等に係る消費税等の取扱い	13
4	事業者の選定及び選定の手順	14
	(1) 事業者選定の方法	14
	(2) 選定の手順及びスケジュール(予定)	14
	(3) 公募手続き等	14

5	優先交渉権者の決定等	18
	(1) 審査委員会の設置	18
	(2) 審査手順	18
	(3) 提案内容に関するヒアリング等の実施	19
	(4) 優先交渉権者の決定・公表	19
	(5) 審査結果の通知及び公表	19
	(6) 事業者の選定	19
	(7) 事業者を選定しない場合	19
6	契約に関する事項	21
	(1) 基本協定の概要	21
	(2) 特別目的会社の設立等	21
	(3) 事業契約の締結	21
	(4) 議会の議決	22
	(5) 契約保証金の納付等	22
7	事業実施に関する事項	23
	(1) サービス購入料の支払い	23
	(2) 保険	23
	(3) 市と事業者の責任分担に関する考え方	23
	(4) 事業契約上の債権の取り扱い	24
	(5) 土地、給食センターの使用等	24
	(6) 誠実な業務遂行義務	24
	(7) 業務の委託等	24
	(8) 資格者の配置	24
	(9) モニタリング	25
	(10) 法制上及び税制上の措置に関する事項	25
	(11) 財政上及び金融上の支援に関する事項	25
	(12) その他事業実施に際して必要な事項	26
8	提出書類	27
	(1) 説明会等に参加する際の提出書類	27
	(2) 募集要項等に関する質問の際の提出書類	27
	(3) 資格審査時の提出書類	27

(4) 資格審査通過後に参加を辞退する場合の提出書類	28
(5) 事業提案書提出時の提出書類	28
9 その他	31
(1) 情報の提供	31
(2) 事業契約に違反した場合の取り扱い	31
(3) 特定事業の選定の取り消し	31
(4) 市の担当窓口	31

添付資料等

- 別紙 1 サービス購入料について
- 別紙 2 提案価格算定の前提とする将来提供給食数等について
- 別紙 3 配膳室等の現地確認調査の実施について

別添書類

- 別添書類 1 要求水準書
- 別添書類 2 事業仮契約書(案)
- 別添書類 3 基本協定書(案)
- 別添書類 4 事業者選定基準
- 別添書類 5 様式集
- 別添書類 6 モニタリング及び業務改善措置要領(案)

募集要項では、以下のように用語を定義する。

- 【PFI法】 : 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。
- 【PFI事業】 : PFI法に基づく事業をいう。
- 【公共施設等の管理者】: 田原市給食センター整備運営事業をPFI事業として民間事業者を実施させようとする公的主体をいう。
- 【事業者】 : 本事業の実施に際して市と事業契約を締結し、事業を実施する者をいう。
- 【応募者】 : 施設の設計、建設、維持管理及び運営の能力を有し、本事業に参加する者で、複数の企業で構成されるグループをいう。
- 【構成員】 : 応募者のうち特別目的会社に出資し、事業者から直接業務を受託する者をいう。出資は、構成員のみとする。
- 【協力会社】 : 応募者のうち構成員以外の者で、事業開始後、事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者をいう。特別目的会社への出資は行わない。
- 【応募各社】 : 応募者の構成員及び協力会社のそれぞれの企業をいう。
- 【資格審査通過者】: 参加表明のあった応募者のうち、資格審査を通過した応募者をいう。
- 【審査委員会】 : PFI事業実施に必要な事項の検討及び事業提案書の審査を行う目的で、市が設置する学識経験者等で構成される組織をいう。
- 【優先交渉権者】 : 審査委員会から最優秀提案者の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として市が決定した者をいう。
- 【特別目的会社】 : 本事業の実施のみを目的として優先交渉権者により設立される会社をいう。SPC（Special Purpose Company）ともいう。
- 【実施方針等】 : 実施方針の公表の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、実施方針及び添付書類をいう。
- 【募集要項等】 : 公募の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、募集要項、要求水準書、事業者選定基準、事業仮契約書（案）、基本協定書（案）、様式集、モニタリング及び業務改善措置要領（案）等をいう。
- 【事業提案書】 : 資格審査通過者が募集要項等に基づき作成し、期限内に提出される書類及び図書をいう。
- 【学校等】 : 給食を配送する中学校、小学校、保育園及び幼稚園の総称をいう。
- 【給食センター】 : 本事業で、事業者が事業用地において設計、建設等を行う給食センター及び設備の全てをいい、本事業における公共施設等として位置づけるものとする。
- 【配膳室等】 : 給食を受け入れるために学校等に設置される施設及び配送車両の進入路その他受入れに係る施設の総称をいう。本事業において新たに整備・改修されるものも含む。
- 【サービス購入料】: 給食センター及び配膳室等の設計の設計、建設、維持管理及び運営業務（以下「本件整備・運営業務」という。）に係るサービスの対価として市が事業者に対して支払う料金をいい、給食センターの設計・建設業務に係る費用、配膳室等の調査設計及び整備・改修業務に係る費用、開業準備業務に係る費用及び

維持管理・運營業務に係る費用で構成される。

【特許権等】 : 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利をいう。

【市ホームページ】: 本事業に関するホームページをいう。ホームページアドレスは、9 に示す。

1 募集要項の定義

この募集要項は、田原市（以下「市」という。）が、PFI法に基づき、平成22年12月20日に特定事業として選定した田原市給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者の募集及び選定を行うに当たって、本事業への参加希望者を対象に交付するものである。なお、この交付は、市ホームページでの公表をもって代えることとする。

本事業の基本的な考え方については、平成22年10月29日に公表した実施方針と同様であるが、本事業の条件等については、実施方針に関する質問回答、意見及び提案を反映している。従って、応募者は、募集要項等の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出することとする。

また、別添書類の田原市給食センター整備運営事業 要求水準書（以下「要求水準書」という。） 田原市給食センター整備運営事業 事業仮契約書（案）（以下「事業仮契約書（案）」という。） 田原市給食センター整備運営事業 基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。） 田原市給食センター整備運営事業 事業者選定基準（以下「事業者選定基準」という。） 田原市給食センター整備運営事業 様式集（以下「様式集」という。）及び田原市給食センター整備運営事業 モニタリング及び業務改善措置要領（案）（以下「モニタリング及び業務改善措置要領（案）」という。）は、この募集要項と一体のものとする。

なお、募集要項等と実施方針等及び実施方針に関する質問回答に相違のある場合は、募集要項等に規定する内容を優先するものとする。また、募集要項等に記載がない事項については、実施方針等に関する質問回答及び募集要項等に関する質問回答によることとする。

2 本事業の概要

(1) 事業名称

田原市給食センター整備運営事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

学校給食共同調理場

(3) 公共施設等の管理者

田原市長 鈴木 克幸

(4) 事業目的

市では、旧田原町時代の昭和46年から給食センター方式により学校給食を提供してきた。しかし、現在は市町村合併を経て、自校方式とセンター方式とが混在しており、ドライシステムの導入や老朽化した設備の更新及び施設の合理的運営に早急に取り組む必要がある。厳しい財政状況の中、これらの課題を解消するために、民間のノウハウや技術的能力を活用し、事業コストの削減や質の高い公共サービスの提供が期待できるPFI手法による新給食センターを整備していくことを決定した。

市では、現在も野菜はできる限り地元でとれた旬のもの、米についても地元田原産を使い「食の安全」、「地産地消」に積極的に取り組んでいる。このことから、給食の一層の充実を図り、児童生徒に安全・安心で、栄養バランスのとれた、美味しい給食が提供できる給食センターを整備するものである。

さらに、最近のPFI手法を導入して整備した給食センターの事例の中には、ユニークな取り組みがみられる。市においては、これらも参考にしながら、全国有数の農業地域であることや半島特性の強い風、豊富な日照などを利用した自然エネルギー活用、風光明媚な立地条件などの地域資源を活用した施設整備のほか、子どもたちから食べ物に興味を持たせる仕組みづくりによる「魅力ある給食センター」を目指すものである。

(5) 公共施設等の立地条件及び規模

1) 立地に関する事項

事業用地	田原市赤羽根町東山60番3他 (旧愛知県立成章高等学校赤羽根校舎グラウンド及びテニスコート部分)
敷地面積	約16,862㎡
用途地域	指定なし(市街化調整区域)
建ぺい率	60%
容積率	200%

2) 施設に関する事項

基本的考え方

施設・設備等は、衛生的かつ機能的なものとし、ドライシステムを導入した汚染、非汚染区域が明確となる配置の中で、HACCPの概念を取り入れ、文部科学省が示す学校給食衛生管理基準及び厚生労働省が示す大量調理施設衛生管理マニュアル等に基づいた確実な衛生管理に対応した施設・設備等を想定している。

施設機能

1日当たり9,000食の供給能力のある施設を整備するための諸室等及び施設・設備等に要求する機能水準については、要求水準書に記載する。

新給食センターに必要な要素

「魅力ある給食センター」の実現のため、必要な要素として市では次のものを考えている。

- ・食育の推進（見学会、試食会等）
- ・地元食材の利用推進（地産地消）
- ・品数の増加を含む質の向上
- ・多彩な給食の提供（バイキング給食・セレクト給食・リクエスト給食・一流シェフ（料理専門家）監修給食の実施等）
- ・炊きたてご飯等温かい給食の提供
- ・環境への配慮
- ・働きやすい職場環境

(6) 事業範囲

事業者が、PFI法に基づき、給食センター等を設計、建設し、維持管理、運営等の業務を遂行することを本事業の範囲とし、事業者が行う主な業務は、次のとおりとする。なお、具体的な業務の内容については、募集要項のほか、要求水準書、事業仮契約書（案）等を参照のこと。

1) 給食センターの設計及び建設に関する業務

- ・調査業務
- ・設計業務
- ・事業用地内の既存施設の解体・撤去業務
- ・雨水排水路切回しに係る設計・工事等業務
- ・建設工事業務
- ・調理設備調達・搬入設置業務
- ・食器食缶等調達業務
- ・施設備品等調達業務

- ・周辺家屋影響調査・対策業務（電波障害対応、近隣対応等）
 - ・工事監理業務
 - ・施設所有権移転業務
 - ・交付金申請支援業務
 - ・上記に伴う各種申請等業務
 - ・その他関連業務
- 2) 配膳室等整備等業務
- ・配膳室等調査設計業務
 - ・配膳室等整備・改修等業務
 - ・上記に伴う各種申請等業務
- 3) 開業準備業務
- 4) 給食センターの維持管理に関する業務
- ・建築物保守管理業務
 - ・建築設備保守管理業務
 - ・附帯施設保守管理業務
 - ・調理設備保守管理業務
 - ・食器食缶等保守管理業務
 - ・施設備品等保守管理業務
 - ・清掃業務
 - ・警備業務
- 5) 給食センターの運営に関する業務
- ・献立作成補助業務
 - ・食材検収補助業務
 - ・調理業務
 - ・衛生管理業務
 - ・配送・回収業務
 - ・洗浄等業務
 - ・食育の推進支援業務
 - ・多彩な給食の提供支援業務
 - ・上記に伴う各種申請業務

注1) パン、麺類、牛乳については、市契約業者から小学校、中学校、保育園及び幼稚園（以下「配送施設」という。）へ直接搬入されるため、本業務に含まない。

注2) 本事業の事業期間において、施設・設備に関する大規模修繕については、原

則として想定しない。なお、大規模修繕の定義等の詳細については、要求水準書にて示す。

(7) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、事業者が自らの提案をもとに新たに給食センターの設計、建設を行った後、市に給食センターの所有権を移転し、事業期間中に事業契約書に示される内容の維持管理業務及び運営を行うBTO(Build Transfer Operate)方式により実施する。

(8) 事業期間

本事業の事業期間は、平成23年12月から平成41年3月までの17年4か月(設計・建設期間2年2か月、開業準備期間2か月、維持管理・運営期間15年)とする。

(9) 事業スケジュール(予定)

期 間	年 月		内 容
設計・建設期間 (2年2か月)	平成23年	12月	事業契約の締結 実施設計 着工
	平成26年	1月 1月末	工事完了 引渡し
開業準備期間 (2か月)	平成26年	2月 3月末	開業準備着手 開業準備完了
維持管理・運営期間 (15年)	平成26年	4月	維持管理・運営業務開始 維持管理・運営業務実施
	平成41年	3月末日	事業期間終了

(注)維持管理・運営業務開始(平成26年4月)を日期的に前倒しすることはできない。

(10) 事業期間終了後の措置

事業期間終了後は、平成41年4月より市又は新たな維持管理・運営受託者が給食センターの維持管理・運営業務を引き継ぐものとする。そのため、事業者は、かかる業務の継続に必要となる引継業務を行うとともに、終了時の給食センターの状態について市の確認を受けるものとする。

なお、事業期間終了時における要求水準については、要求水準書を参照のこと。

(11) 事業者の収入に関する事項

1) 市が支払うサービス購入料

市は、本件整備・運営業務に関する費用として、事業者の提案を基に金額を決定したサービス購入料を、事業者に支払うものとする。

詳細については、別紙1を参照のこと。

施設整備費に相当する対価

市は、事業者が本事業に要する費用のうち、給食センターの設計、建設等の施設整備費用に相当する対価及び配膳室等の調査設計及び整備・改修等の施設整備費用に相当する対価を、市と事業者が締結する事業契約に定めるところに従って支払うものとする。

なお、市は、給食センターの施設整備費用に相当する対価のうち、事業契約書に定める一定額を設計・建設期間終了後速やかに支払い、その残額を維持管理・運営期間において均等に支払うものとする。

また、配膳室等の施設整備費用に相当する対価は、維持管理・運営期間の10年間において均等に支払うものとする。

維持管理・運営費に相当する対価

市は、事業契約に基づき、給食センターが事業者から市に引き渡された日から維持管理・運営開始日までの期間（開業準備期間）に事業者が実施する給食センターの開業準備費用に相当する対価を支払うものとする。また、維持管理・運営開始日から事業期間終了日までの間（維持管理・運営期間）に維持管理・運営業務費用に相当する対価を支払うものとする。

維持管理・運営期間中に支払う対価は、固定対価（固定料金）と変動対価（変動料金）に分け、固定料金には、建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、附帯施設保守管理業務、清掃業務、警備業務等に係る費用並びに提供給食数に関係なく生じる人件費、光熱水費その他の経費が含まれ、変動料金には、提供給食数に応じて変動する人件費、光熱水費その他の経費が含まれることを想定している。

固定料金は、対価の支払いにおいて、応募者が提案する一定の額を支払うものである。変動料金は、対価の支払いにおいて、提供給食数に対して、応募者が提案する1食当たりの単価等を乗じた額を支払うものである。

なお、事業提案書の提出時には、応募者は、別紙2に示す想定年間合計提供給食数があるものとして、提案価格を提案すること。

(12) 事業に必要な根拠法令等

市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、PFI法及び民間資金等の活用による公共施設等の整備に関する事業の実施に関する基本方針（平成12年総理府告示第11号。以下「基本方針」という。）のほか、地方自治法をはじめ必要な関係法令、条

例、規則、要綱等を遵守しなければならない。
詳細については、要求水準書を参照のこと。

(13) 市が実施する業務

1) 設計及び建設に関する業務

- ・事業用地の地質調査・測量・分筆・登記業務
- ・既設給食センターの解体・撤去業務

2) 維持管理に関する業務

- ・大規模修繕業務

3) 運営に関する業務

- ・献立作成業務
- ・食材調達業務
- ・食材検収業務
- ・配膳業務
- ・廃棄物処理業務
- ・給食費の徴収管理業務
- ・見学者対応業務

3 応募に関する事項等

(1) 応募者の参加資格要件等

1) 応募者の構成等

応募者は、設計業務にあたる者（以下「設計企業」という。） 工事監理業務にあたる者（以下「工事監理企業」という。） 建設業務にあたる者（以下「建設企業」という。） 維持管理業務にあたる者（以下「維持管理企業」という。） 及び運営業務のうち、調理業務にあたる者（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし、必要に応じてその他の者（以下「その他企業」という。）を含むことができることとする。

複数の業務を同一の企業が兼ねることは可能とする。ただし、工事監理企業と建設企業については、兼務することはできない。また、相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。

一応募者の構成員又は協力会社は、他の応募者の構成員又は協力会社になることはできない。また、一応募者の構成員又は協力会社のいずれかと資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の応募者の構成員となることはできない。ただし、市が事業予定者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者の構成員（代表企業を除く。）又は協力会社が、選定事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

設計企業、建設企業、維持管理企業、運営企業は、市が募集要項等において提示する当該業務の一部を第三者に委託することができる。

その他企業は、建設業務のうち調理設備調達・搬入設置業務、食器食缶等調達業務、維持管理業務のうち調理設備保守管理業務、食器食缶等保守管理業務等を担当することができる。

2) 応募者の資格要件等

応募者は、参加表明書提出時に代表企業（田原市財務規則による競争入札参加有資格者名簿に登録されている者とする。）の名称を明記し、必ず当該代表企業が応募手続きを行わなければならない。

応募に当たっては、応募者は構成員及び協力会社の名称及び携わる業務を、それぞれ参加表明書に明記しなければならない。

3) 応募各社の資格要件

応募各社は、それぞれ次に掲げる資格要件を満たすこと。

また、設計企業、建設企業、維持管理企業、運営企業は、単独の企業又は複数の企業のいずれであってもよいものとするが、複数の企業の場合であっても、すべての者が以下の資格要件を満たしていること。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができることとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合は、主たる業務を担う少なくとも1社がその要件を満たすこと。

ただし、建設企業においては、1つの企業が以下の資格要件のすべてを満たし、他の企業は以下の資格要件の（ア）を含む複数を満たしていること。

本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

設計企業及び工事監理企業は、以下の要件を満たしていること。

- （ア）田原市財務規則による競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- （イ）建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- （ウ）平成12年4月1日以降、公募日の前日までに、公共施設（PFI法第2条に規定されるもののうち、公用施設及び公益的施設）の設計完了実績（元請けとして完成・引渡し完了した実績）を有していること。

建設企業は、以下の要件を満たしていること。

- （ア）田原市財務規則による競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- （イ）建設業法（昭和24年法律第100号）第15条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- （ウ）市の競争入札参加資格審査申請書に添付して提出した経営事項審査結果通知書において建築一式工事の総合評点が801点以上であること。
- （エ）平成12年4月1日以降、公募日の前日までに、公共施設の施工実績（元請けとして完成・引渡し完了した実績）を有していること。なお、共同企業体としての施工実績の場合は、代表構成員としての実績に限る。

維持管理企業は、田原市財務規則による競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。

運営企業は、以下の要件を満たしていること。

- （ア）田原市財務規則による競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- （イ）学校給食施設又は集団調理施設（同一メニューを1回1,500食以上又は1日3,000食以上を提供する調理施設）等における調理業務の実績及び運営能力を有していること。

その他企業は、田原市財務規則による競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。

4) 構成企業の制限

応募各社は、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、以下の要件を満たすこと。満たさない者は、応募者の構成員及び協力会社になれないものとする。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

田原市工事請負契約等に係る指名停止措置要領（平成19年2月1日施行）に基づく指名停止を受けていないこと。

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更正手続開始の決定後、市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第107条によりなお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る同法施行による改正前の商法（明治32年法律第48号）の規定による整理開始の申立てがなされている者又は整理開始を命じられている者（同法に基づく会社の整理終結の決定後、市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

優先交渉権者決定の日から事業契約締結の日までの期間において、優先交渉権者が「田原市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けている者でないこと

市が本事業について、アドバイザー業務を委託している企業及び当該企業と本アドバイザー業務において提携関係にある企業（以下「アドバイザー業務に関与する者」という。）と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、本事業のアドバイザー業務に関与する者は、以下のとおりとする。

(ア) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

名古屋市中区錦3-20-27

(イ) 株式会社アール・アイ・エー

名古屋市中村区名駅南1-16-30

(ウ) 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

東京都千代田区内幸町2-2-2

注)「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又は企業の出資の総額の100分の50を超える出資をしているものをいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

市が本事業について、PFI手法導入可能性調査業務を委託したパシフィック

コンサルタンツ株式会社及びパシフィックコンサルタンツ株式会社と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

本事業の審査委員会の委員が属する法人その他の団体でないこと。

(2) 応募者の参加資格確認基準日

参加資格の確認は、参加表明書の提出日を基準として行う。ただし、応募各社が、参加資格確認後、優先交渉権者決定前までに、上記要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

(3) 応募者の構成員等の変更

参加表明書により参加の意思を表明した応募者の構成員及び協力会社の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事象が生じた場合は市と協議を行うこととする。協議の結果、市が妥当と判断した場合は、事業提案書提出の時より以前であった場合に限り、代表企業を除く応募者の構成員及び協力会社について参加資格の確認を受けた上で、変更することができるものとする。

また、事業提案書の提出以降、契約締結までの期間における代表企業以外の構成員及び協力会社の変更については、当該変更後においても事業者の提案内容が担保されることを市が確認した場合に限り認めるものとする。

(4) 応募に係る留意事項等

1) 募集要項等の承諾

応募者は、参加表明書の市への提出をもって、募集要項等の記載内容及び条件を承諾したものとする。

2) 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

3) 提出書類の取り扱い

著作権

市が示した図書の著作権は市に帰属し、その他の事業提案書の著作権は、提案書作成者に帰属する。なお、市は、本事業における公表時及びその他市が必要と認める場合には、応募者の承諾がある場合にのみ事業提案書の全部または一部を無償で使用できるものとする。

また、応募者が、市に提出した事業提案書その他の書類（以下「提出書類」という。）は、情報公開請求の対象となり、公開・非公開の決定に当たって、市は応募者の意見を聴くものとする。

特許権等

本事業に関する提案内容に含まれる特許権等の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果により生じた責任は、原則として応募者が負担するものとする。

提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、市から指示する場合を除き、認めないものとする。

追加提出書類

市は、必要と認めた場合、追加的に書類の提出を要求することがある。

4) 市からの提示資料の取扱い

市が本事業に関して提供する資料は、本事業応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができないものとする。

6) 虚偽の記載をした場合

応募者が提出書類に虚偽の記載をした場合は応募を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、損害賠償の請求等の措置を講じることがある。

7) 使用言語、単位及び時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用する。

(5) 予定価格

本事業の予定価格（見込額）は、次のとおりとする。

予定価格 金8,404,995,000円（税抜き）

予定価格は、事業期間中に市が事業者を支払うサービス購入料（金利相当分除く。）を単純合計した金額（消費税及び地方消費税を含む。）に105分の100を乗じて得た金額と割賦金利相当分を合計した金額である。算定方法に関する詳細については、別紙1及び様式集を参照のこと。

平成23年2月田原市議会において、期間を「平成23年度から平成40年度まで」とし、限度額を「8,810,019千円（税込み）に金利変動、物価変動及び提供給食数の変動等による増減額を加算した額」として債務負担行為の設定

を行っていることを留意すること。

(6) 提案価格等に係る消費税等の取扱い

優先交渉権者決定に当たっては、提案価格書に記載された金額をもって提案価格とする。よって、応募者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税を除いた金額を記載した提案価格書を提出すること。

4 事業者の選定及び選定の手順

(1) 事業者選定の方法

事業者の募集及び選定の方法は、公募型プロポーザル方式を採用するものとする。

(2) 選定の手順及びスケジュール(予定)

事業者の選定に当たっては、以下の手順及びスケジュールで実施することを予定している。

スケジュール(予定)	内容
平成23年 2月3日	公募、募集要項等の公表・交付
平成23年 2月14日	募集要項等説明会
平成23年 2月14日	現地見学会
平成23年 2月	配膳室等の現地確認調査
平成23年 2月21日	募集要項等に関する質問受付
平成23年 3月22日	募集要項等に関する質問回答の公表
平成23年 3月31日	参加表明の受付(資格審査書類の受付)
平成23年 4月7日	資格審査結果の通知
平成23年 4月14日	応募者対話質問受付
平成23年 4月20日頃	応募者対話
平成23年 7月7日	事業提案書の受付
平成23年 8月下旬	優先交渉権者の決定
平成23年 11月	事業契約の仮契約の締結

(3) 公募手続き等

1) 募集要項書等の公表

市は、本事業の公募と同時に、市ホームページにおいて、募集要項等を公表する。

2) 募集要項等に関する説明会

本事業への民間事業者の参入促進のため、以下のとおり、募集要項等に関する説明会を開催する。参加希望者は、募集要項等に関する説明会申込書(様式1-1)を平成23年2月9日(水)午後4時までに田原市教育委員会教育部教育総務課へ提出すること(提出方法の詳細は、様式1-1を参照すること)。なお、説明会への参加者は、1社当たり2名までとする。

開催日時 平成23年2月14日(月)午前11時から
(受付開始:午前10時30分から)

開催場所 田原市役所南庁舎 6 階講堂
その他 自動車使用の場合は、市役所の駐車場を開放するが、混雑が予想されるので、できる限り乗り合わせる事。
説明会では募集要項等の配布は行わないので、各自持参すること。

3) 現地見学会

希望者を対象に、以下のとおり、現地見学会を開催する。現地見学会への参加希望者は、現地見学会申込書（様式 1 - 2）を平成 23 年 2 月 9 日（水）午後 4 時までに田原市教育委員会教育部教育総務課へ提出すること（提出方法の詳細は、様式 1 - 2 を参照すること。）なお、見学会への参加者は、1 社当たり 2 名までとする。

開催日時 平成 23 年 2 月 14 日（月）午後 2 時から
（受付開始：午後 1 時 30 分から）
開催場所 事業用地（田原市赤羽根町東山 60 番他）
見学内容 事業用地を開放するので、参加者各人で現地を見学するものとする。なお、旧愛知県立成章高等学校赤羽根校舎や事業用地以外の土地には立ち入らないようにすること。
当日連絡先 田原市教育委員会教育部教育総務課
その他 雨天決行を予定しているが、荒天の場合など見学会を開催できない場合は延期し予備日に開催する。開催日当日荒天の場合には、上記の当日連絡先に確認のこと。
自動車使用の場合は、事業用地西側の駐車場を開放するが、できる限り乗り合わせる事。

4) 配膳室等の現地確認調査

希望者を対象に、以下のとおり、配膳室等の現地確認調査を実施するものとする。現地確認調査希望者は、配膳室等の現地確認調査申込書（様式 1 - 3）を平成 23 年 2 月 9 日（水）午後 4 時までに田原市教育委員会教育部教育総務課へ提出すること（提出方法の詳細は、様式 1 - 3 を参照すること。）

実施日時 平成 23 年 2 月 11 日（金）から 2 月 27 日（日）までの土、日、祝日の午前 9 時から午後 5 時頃まで
詳細については、別紙 3 を参照のこと。
調査場所 学校等の配膳室
見学内容 各配膳室を開放するので、実施者各人で現地を確認調査するものとする。なお、極力配膳室以外の校舎等には立ち入らないようにすること。
その他 自動車使用の場合は、学校等の駐車場を開放するが、できる限り乗り合わせる事。

5) 募集要項等に関する質問等受付、回答公表

平成23年2月17日(木)から2月21日(月)午後4時までの間、田原市教育委員会教育部教育総務課において、募集要項等に関する質問を電子メールにて受け付ける。なお、本事業のPFIに係る内容以外の質問に関しては回答しない場合がある。

質問の提出方法、書式等については、様式2を参照すること。質問に対する回答は、質問者をはじめとした民間事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、平成23年3月22日(火)までに市ホームページにおいて公表する。

6) 参加表明書及び資格審査書類の受付

応募者は、参加表明書の受付にあわせて、参加資格を満たすことを証明するため、資格審査書類(8(3)に定義する。以下同じ。)を提出し、参加資格の有無について、市の確認を受けなければならない。

参加表明書及び資格審査書類の提出書類は、8(3)資格審査時の提出書類を参考とし、様式集の提案書作成要領に従って提出すること。

提出期間 平成23年3月29日(火)から3月31日(木)までの午前9時から午後5時まで
(正午から午後1時までを除く。)

提出場所 田原市教育委員会教育部教育総務課
(田原市役所北庁舎2階)

その他 参加表明書及び資格審査書類の提出は、提出場所へ持参することとし、郵便又は電送によるものは受け付けない。

7) 資格審査結果の通知等

市は、資格審査として、参加資格確認基準日をもって、応募者から提出された資格審査書類により参加資格の有無について確認を行う。

市は、資格審査の結果を平成23年4月7日(木)までに応募者に対して郵送にて発送する。

なお、資格審査の結果、参加資格が無いと認められた応募者は、通知を受けた日から7日以内に、市に対してその理由について書面により説明を求めることができる。市は、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

8) 参加の辞退

資格審査通過者が、参加を辞退する場合は、事業提案書の提出日(下記9)において定める。)までに、参加辞退届(様式4-1)を田原市教育委員会教育部教育総務課に提出すること。なお、提出は代表企業が持参すること。

9) 事業提案書の受付

資格審査通過者は、事業提案書(8(5))において定義する。以下同じ。)を市へ提出するものとする。なお、提出は代表企業が持参するか又は郵便によることとし、電送によるものは受け付けない。事業提案書の提出に関する詳細については、8(5)事業提案書提出時の提出書類を参照のこと。

持参による場合の提出日及び提出場所

(ア) 提出日 平成23年7月7日(木)午前9時から午後5時まで
(正午から午後1時までを除く。)

(イ) 提出場所 6)に同じ

郵送による場合の到達期限及び提出場所

(ア) 到達期限 平成23年7月7日(木)午後5時まで

(イ) 提出場所 6)に同じ

(ウ) 提出方法 封筒を用い、封筒表面に事業名称及び事業提案書在中の旨を記載し、封筒裏面に代表企業名を記載し、書留にて送付すること。

10) 公募の取り止め等

公正に公募を執行できないと認められる場合又はその恐れがある場合、市は、当該応募者を公募に参加させない。

また、応募者の全部又は一部が連合し、公正に公募を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合、市は、公募の執行を延期し、又は取り止めることがある。

5 優先交渉権者の決定等

(1) 審査委員会の設置

事業提案書の審査は、市が設置した審査委員会において行う。審査委員会は、以下の5名の委員により構成される。(敬称略)

委員長	奥野 信宏	(中京大学総合政策学部教授)
副委員長	松本 博	(豊橋技術科学大学教授)
委員	黒柳 令子	(愛知学泉大学講師・管理栄養士)
委員	林 勇夫	(田原市副市長)
委員	眞木 猛	(田原市教育部長)

なお、応募各社が、優先交渉権者決定前までに、審査委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になることを目的として、接触等の働きかけを行った場合、応募者は失格とする。

(2) 審査手順

審査は、資格審査と提案審査により実施する。

提案審査では、提案価格のみならず、事業全体の基本的な考え方、事業計画、設計・建設、維持管理、運営及び配慮事項の事業提案を審査委員会が総合的に評価する。各審査の概要は以下のとおりである。詳細については、事業者選定基準を参照のこと。

1) 資格審査

参加表明書とあわせて提出された資格審査書類をもとに、市は参加要件、資格等の要件等についての確認審査を行う。資格審査通過者は、事業提案書を提出することとなる。

2) 提案審査

基礎審査

市は、事業提案書に記載された提案価格が市の見込額の範囲内にあることの確認を行う。市の見込額の範囲内にあることが確認された応募者は、基礎的事項の確認対象とし、範囲外の応募者は失格とする。

市は、事業提案書に記載されている内容が、本事業の基本的条件及び要求水準を充足していることについて確認する。その結果、その要件に適合していない場合は、応募者に確認の上、失格とする。

総合評価

審査委員会は、基礎審査を通過した応募者の提案内容を評価し、最も優秀な提

案を行った者を最優秀提案者として選定する。

ただし、応募者が多数になると見込まれる場合は、提案審査を多段階により実施することがある。

(3) 提案内容に関するヒアリング等の実施

事業提案書の審査に当たって、提案内容の確認のために市又は審査委員会が必要と判断した場合、基礎審査を通過した応募者に対しヒアリングを実施する。

1) 実施時期 平成23年8月頃(予定)

2) 実施内容 実施する場合は、後日、日時、場所、ヒアリング内容等を、代表企業に連絡するものとする。

(4) 優先交渉権者の決定・公表

市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定し、その結果を応募者に通知するとともに公表する。

(5) 審査結果の通知及び公表

市は、優先交渉権者決定後、速やかに審査結果を応募者に文書にて通知する。また、PFI法第8条に規定する客観的評価については、審査委員会による審査結果とあわせて市ホームページに公表する。

なお、優先交渉権者(構成員又は協力会社のいずれかの者)が、優先交渉権者決定時から事業契約締結までに、市との契約に関して次の事由に該当した場合は失格とする。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条、第8条第1項第1号若しくは第19条に違反し公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。

贈賄・談合等著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により、個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(6) 事業者の選定

市と優先交渉権者は、募集要項等に基づき契約手続きを行い、事業契約の締結により、優先交渉権者を本事業の事業者として選定する。ただし、優先交渉権者の事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。

(7) 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、応募者あるいは資格審査通過者が無い、あるいは、いずれの応募者の提案によっても市の財政負担縮減の達成が見込め

ない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないとは判断された場合には、最終的に事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すことがあり、この場合、その旨を速やかに市ホームページ等で公表する。

6 契約に関する事項

(1) 基本協定の概要

市と優先交渉権者（協力会社を除く。）は、事業契約の締結に先立って、本事業の円滑遂行を果たすための基本的義務に関する事項、優先交渉権者の各構成員の本事業における役割に関する事項、特別目的会社の設立に関する事項等を規定した基本協定を締結する。

なお、優先交渉権者（協力会社を除く。）が基本協定を締結しない場合、又は5（5）により優先交渉権者が失格となった場合、市は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。また、それまでに優先交渉権者が要した費用については、市の事由による場合を除き、優先交渉権者自らが一切を負担するものとする。

(2) 特別目的会社の設立等

優先交渉権者（協力会社を除く。）は、本事業の実施のみを目的とする特別目的会社を仮契約（内容は、(3) 事業契約の締結を参照のこと。）締結前までに、田原市内に設立するものとする。なお、特別目的会社が給食センター内に事務所等を置き、これを使用する場合は、給食センターの市への引渡し後から維持管理・運営業務の期間中、市は特別目的会社に対して、無償にて給食センターの当該使用部分の貸付を行うものとする。

特別目的会社は、会社法（平成17年法律第86号）に定める資本金1,000万円以上の非公開会社（株式会社のうち公開会社（その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社）でないもの。）であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社とする。

特別目的会社は、市が認める場合を除き、本事業以外の事業を実施できないものとする。

構成員の全ては、特別目的会社に対して出資するものとし、特別目的会社の出資者は構成員のみとする。

特別目的会社に対して出資する者は、事業契約が終了するまでは特別目的会社の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならないものとする。

(3) 事業契約の締結

市は、優先交渉権者（協力会社を除く。）と事業仮契約書（案）に基づき、事業契約に関する協議を行い、事業者が遂行すべき業務内容、金額、支払方法を定め、平成23年11月（予定）に事業契約の仮契約、平成23年12月（予定）に事業契約を締結するものとする。ただし、事業提案書提出前までに明示的に確定することができない事項については、必要に応じて市と優先交渉権者（協力会社を除く。）との間で

協議を行い、内容を定めるものとする。事業契約は、本事業を包括的かつ詳細に規定する平成41年3月末日までの契約とする。

なお、事業契約の締結に係る優先交渉権者の弁護士費用、印紙代その他の一切の費用は、優先交渉権者（協力会社を除く。）の負担とする。

また、特別目的会社が事業契約を締結しない場合、又は5（5）により優先交渉権者が失格となった場合、市は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。また、それまでに優先交渉権者が要した費用については、市の事由による場合を除き、優先交渉権者自らが一切を負担するものとする。

（4）議会の議決

1）事業契約の締結

P F I 法第9条の規定に基づき、田原市議会の議決を得た後に、仮契約書と同じ内容（特記事項除く。）の契約書をして、正式な事業契約を締結する。なお、議案は、平成23年12月定例会に上程する予定である。

2）土地使用貸借契約の締結

土地使用貸借契約を締結するためには、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を要する。議案は、平成23年12月定例会に上程する予定である。

（5）契約保証金の納付等

事業者は、事業契約の締結に当たって、施設整備に係る対価（サービス購入料A及びサービス購入料B）及び配膳室の設計・建設に係る対価（サービス購入料C）のうち、設計・建設に係る全ての費用（その他費用、割賦手数料除く。）の100分の10以上に相当する契約保証金を、工事開始予定日前までに市に納付するものとする。

ただし、事業者から、契約保証金の納入に代えて田原市財務規則第126条に規定された担保の提供があった場合、この担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができるものとする。

田原市財務規則第127条に規定された場合にあつては、契約保証金の全部又は一部を納めないことができるものとする。

なお、開業準備業務及び維持管理・運営業務の期間中においては、事業者の契約保証は必要ないものとする。

7 事業実施に関する事項

(1) サービス購入料の支払い

市は、事業契約に基づき事業者が実施する給食センターの設計・建設業務に係る対価として「サービス購入料A（一括払い）」及び「サービス購入料B（割賦払い）」、配膳室等の設計・建設業務に係る対価として「サービス購入料C（割賦払い）」、開業準備業務に係る対価として「サービス購入料D（一括払い）」、維持管理・運営業務に係る対価として「サービス購入料E（固定料金）」及び「サービス購入料F（変動料金）」を支払う。

詳細については、別紙1を参照のこと。

(2) 保険

事業者等は、以下の要件を満たす保険契約を締結するものとする。詳細については、事業仮契約書（案）を参照のこと。

1) 建設期間中の保険

事業者は、給食センターの建設にあたる者をして、建設工事保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。）法定外労働災害保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。）及び請負業者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。）に加入すること。

2) 開業準備期間中の保険

事業者は、開業準備期間において、第三者賠償責任保険に加入するとともに、必要な保険に加入すること。なお、火災保険の加入については、事業者の提案による。

3) 維持管理・運営期間中の保険

事業者は、維持管理・運営開始から事業契約終了時までの全期間において、第三者賠償責任保険に加入すること。なお、火災保険の加入については、事業者の提案による。

(3) 市と事業者の責任分担に関する考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、基本方針に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方」に基づき、事業に係る総リスクを低減し、より質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。事業者が担当する業務については、事業者責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

このリスク分担の考え方、PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（平成13年1月22日。民間資金等活用事業推進委員会）及び契約に関するガイドライン（平成15年6月23日。民間資金等活用事業推進委員会）などを踏まえ、予想されるリスク及び市と事業者の責任分担については、事業仮契約書（案）によるものとする。

なお、事業仮契約書（案）に示されていない責任分担については、双方の協議により定めるものとする。応募者は、負担すべきリスクを想定したうえで、提案を行うこと。

（４）事業契約上の債権の取り扱い

１）債権の譲渡

市は、事業者から提供されるサービスを一体のものとして購入することから、事業者が事業契約に基づいて市に対して取得する債権は不可分一体のものとし、個別に譲渡し、又は承継させることはできない。事業者は、事前に市の承諾がなければ当該債権を譲渡し又は承継させることができない。

２）債権の質権設定及び債権の担保提供

事業者が、事業契約に基づいて市に対して取得する債権に対し、質権その他の担保を設定する場合には、事前に市の承諾がなければ行うことができない。

（５）土地、給食センターの使用等

本事業の実施にあたり、市は、特定事業の用に供するために、原則として事業契約締結後から給食センターの引渡し（平成26年1月末予定）までの間、事業者との間で事業用地につき土地使用貸借契約を締結し、これに基づいて普通財産である事業用地を事業者に無償貸付することを予定している。なお、土地使用貸借契約は、議会の議決を経て締結することとなる。

（６）誠実な業務遂行義務

事業者は、事業提案書及び事業契約書に定めるところにより、誠実に本事業の業務を遂行すること。

（７）業務の委託等

事業者が本事業の業務の一部を事業提案書に記載された企業以外に委託し、又は請け負わせる場合は、事前に文書により市の承諾を得なければならない。

（８）資格者の配置

事業者は、要求水準書に示す要件を満たす資格取得者を給食センターに配置するこ

と。

(9) モニタリング

市は、事業の実施状況について監視、測定、評価等のモニタリングを実施し、事業者が定められた業務を確実に履行し、要求水準書(提案事項含む。)に規定された要求水準を達成しているかを確認する。本事業では、市が行うモニタリングを「モニタリング」といい、事業者自らが行うモニタリングを「セルフモニタリング」という。

なお、詳細については、モニタリング及び業務改善措置要領(案)を参照すること。

(10) 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等は、想定していない。ただし、今後、法令等の改正により、法制上及び税制上の措置が適用される場合には、事業契約書の定めに従い、市と事業者で協議を行うものとする。

なお、市は、給食センターから保育園への給食の搬入について、厚生労働省の公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業に基づき、「地産地消の食育による安心子育て特区」に認定されている。応募者においては、同事業の趣旨及び市の特性を踏まえた事業提案を行うこと。

(11) 財政上及び金融上の支援に関する事項

1) 交付金の取扱い

安全・安心な学校づくり交付金交付要綱(平成18年文科施第186号)による交付金が、国から市に交付される見込みである。そのため、事業者は市が行う申請手続の協力を行うものとする。

なお、当該交付金については、設計・建設に係るサービス対価の一部として「サービス購入料A」に充てられる。

2) その他財政上及び金融上の支援

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資(低利融資)の対象事業であり、事業者が当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが、事業者は自らのリスクでその活用を行うこととし、市は同行からの調達の可否による条件変更は行わないものとする。

なお、当該融資制度の趣旨は、民間企業等の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に盛り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしており、この点に留意して提案を行うものとする。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、応募者が直接同行に問い合わせるものとする。

(12) その他事業実施に際して必要な事項

1) 金融機関と市との協議

市は、事業の継続性を確保する目的で、事業者に対し資金供給を行う金融機関等の融資機関（融資団）と協議を行い、当該融資機関と直接協定（ダイレクトアグリーメント）を締結する予定である。

2) 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従うものとする。

8 提出書類

(1) 説明会等に参加する際の提出書類

募集要項等に関する説明会及び現地見学会への参加、配膳室等の現地確認調査実施を希望する場合には、以下の書類を提出すること。

- 1) 募集要項等に関する説明会参加申込書 (様式1-1)
- 2) 現地見学会参加申込書 (様式1-2)
- 3) 配膳室等の現地確認調査申込書 (様式1-3)

(2) 募集要項等に関する質問の際の提出書類

募集要項等に関して、質問がある場合には、以下の書類1枚につき1項目とし、簡潔にとりまとめて1部提出すること。

- 1) 質問書 (様式2)

(3) 資格審査時の提出書類

参加表明書及び資格証明書等は、3部(正本(押印したもの)1部、副本(正本の写し)2部)提出すること。なお、各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

- 1) 参加表明書 (様式3-1)
 - グループ構成員及び協力会社一覧表 (様式3-2)
 - 事業実施体制 (様式3-3)
 - 委任状 (様式3-4)

- 2) 資格証明書 (様式3-5)

構成員及び協力会社は、資格証明書及び以下の各書類(以下「資格審査書類」と総称する。)のうちそれぞれが提出対象者であるものを市に提出すること。

書類名		提出対象者	様式
A	一級建築士事務所登録を証する書類	設計企業 工事監理企業	任意
B	3(1)3 (ウ)に定める設計の実績を証する書類(契約書の写し等)	設計企業 工事監理企業	様式 3-6
C	経営事項審査結果通知書の写し	建設企業	任意

書類名		提出対象者	様式
D	3(1)3 (I)に定める施工実績の実績を証する書類(1件)(契約書の写し等)	建設企業	様式 3 - 7
E	3(1)3 (I)に定める業務遂行の実績を証する書類(契約書の写し等)	運営企業	様式 3 - 8
F	経営状況を確認できる書類 (直近3年間の損益計算書、貸借対照表)	構成員全て、参加要件:3(1)3から の業務を担う協力会社	任意
G	会社概要	構成員(代表企業含む。)及び 協力会社全て	様式 3 - 9
H	誓約書	実績を証する書類を提出した 者	様式 3 - 10

注)実績を証明する書類の提出にあたり、企業の合併、分社化、提携等により実績を有する者と応募者の名称が異なる場合、その実績が、応募者に移行あるいは引き継がれていることを証明する書類(様式任意)も提出すること。

(4) 資格審査通過後に参加を辞退する場合の提出書類

資格審査通過者が、資格審査通過通知受領後に、参加を辞退しようとする場合には、事業提案書提出期限までに、以下の書類を1部提出すること。

- 1) 参加辞退届 (様式4 - 1)

(5) 事業提案書提出時の提出書類

事業提案書提出時に提出する提案書類は、以下のとおりである。

1) 提案価格書

提案価格書は、提案価格内訳書とあわせて、1部提出すること。

- ・ 提案価格書 (様式5 - 1)
- ・ 提案価格内訳書 (様式5 - 2)

2) 事業提案書等

事業提案書等は、10部(正本(押印したもの)1部、副本(正本の写し)9部)提出すること。また各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

- ・ 事業提案書 (様式6 - 1)
- ・ 事業提案書一覧表(図面を除く。) (様式6 - 2)

事業計画等提案書

- ・事業計画等提案書 表紙 (様式7 - 1)
- ・本事業の実施方針(基本的考え方) (様式7 - 2)
- ・事業体制 (様式7 - 3)
- ・事業計画 (様式7 - 4)
- ・資金調達計画 (様式7 - 5)
- ・サービス購入料設定の考え方 (様式7 - 6)
- ・事業収支計画に関する考え方 (様式7 - 7)
- ・資金管理計画 (様式7 - 8)
- ・リスク管理の考え方 (様式7 - 9)
- ・業務品質の確保の考え方 (様式7 - 10)
- ・施設整備費計算書 (様式7 - 11)
- ・維持管理・運営費計算書 (様式7 - 12)
- ・長期修繕計算書(考え方含む。) (様式7 - 13)
- ・備品等調達・更新費計算書 (様式7 - 14)
- ・サービス購入料支払い予定表(年度/四半期) (様式7 - 15)
- ・事業収支計算書 (様式7 - 16)
- ・キャッシュフロー計算書 (様式7 - 17)
- ・関心表明書 (様式任意)

設計・建設業務提案書

- ・設計・建設業務提案書 表紙 (様式8 - 1)
- ・施設計画の基本方針及び配置計画 (様式8 - 2)
- ・施設内部のゾーニング・平面計画・動線計画 (様式8 - 3)
- ・施設の利便性、快適性、安全性等 (様式8 - 4)
- ・調理設備計画、食器食缶等調達計画、施設備品等調達計画 (様式8 - 5)
- ・施工計画 (様式8 - 6)
- ・配膳室等の設計・整備・改修の考え方 (様式8 - 7)

開業準備業務提案書

- ・開業準備業務提案書 表紙 (様式9 - 1)
- ・開業準備業務計画 (様式9 - 2)

維持管理業務提案書

- ・維持管理業務提案書 表紙 (様式10 - 1)
- ・維持管理業務計画 (様式10 - 2)
- ・建築物、建築設備、附帯施設保守管理業務提案書 (様式10 - 3)

- ・調理設備、食器食缶等、施設備品等保守管理業務提案書 (様式10-4)
- ・清掃・警備業務提案書 (様式10-5)

運營業務提案書

- ・運營業務提案書 表紙 (様式11-1)
- ・運營業務の基本方針 (様式11-2)
- ・調理業務 (様式11-3)
- ・衛生管理業務 (様式11-4)
- ・配送・回収業務 (様式11-5)
- ・食育の推進支援業務及び多彩な給食の提供支援業務 (様式11-6)
- ・その他運營業務(各種補助、洗浄 等) (様式11-7)

配慮事項に関する提案書

- ・配慮事項に関する提案書 表紙 (様式12-1)
- ・地域経済・社会への貢献 (様式12-2)
- ・ライフサイクルコストの縮減 (様式12-3)
- ・環境への配慮 (様式12-4)

設計資料

- ・設計資料 表紙 (様式13-1)
- ・調理設備リスト (様式13-2)
- ・食器食缶等リスト (様式13-3)
- ・施設備品等リスト (様式13-4)

提案図面

- ・提案図面 表紙 (様式14-1)
- ・設計概要(面積、構造、階数、駐車台数、内外装仕上表 他) (様式任意)
- ・施設全体配置計画図及び動線計画図 (様式任意)
- ・配置図(動線及び雨水排水切回し内容も記入する。) (様式任意)
- ・各階平面図(動線も記入する) (様式任意)
- ・衛生区画図 (様式任意)
- ・立面図(4面) (様式任意)
- ・断面図(2面) (様式任意)
- ・パース(鳥瞰図) (様式任意)
- ・パース(エントランス外観) (様式任意)

9 その他

(1) 情報の提供

本事業に関する情報提供は、市ホームページを通じて適宜行う。

(2) 事業契約に違反した場合の取り扱い

基本協定若しくは事業契約締結後、これらの協定若しくは契約に違反し、又は優先交渉権者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは事業提案に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる者については、田原市工事請負契約等に係る指名停止措置要領に基づき、期間を定め指名停止を行う場合があることに留意すること。

(3) 特定事業の選定の取り消し

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、応募者が無い、あるいは、いずれの応募者の提案によっても市の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、最終的に事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すことがあり、この場合、その旨を速やかに市ホームページ等で公表する。

(4) 市の担当窓口

田原市教育委員会教育部教育総務課

〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1

電話 : 0531-23-3530

メールアドレス : k-pfi@city.tahara.aichi.jp

市ホームページ : <http://www.city.tahara.aichi.jp/>

別紙 1 サービス購入料について

1 サービス購入料の仕組み

(1) サービス購入料の構成

事業者が実施する給食センターの設計・建設業務に係る対価は、本契約に基づき支払われる「サービス購入料A」及び「サービス購入料B」で構成される。

事業者が実施する配膳室等の設計・建設業務に係る対価は、本契約に基づき支払われる「サービス購入料C」とする。

事業者が実施する開業準備業務に係る対価は、本契約に基づき支払われる「サービス購入料D」とする。

事業者が実施する維持管理・運營業務に係る対価は、本契約に基づき支払われる「サービス購入料E」及び「サービス購入料F」で構成される。

サービス購入料の構成

業 務	サービス購入料（支払方法）	支払時期
給食センターの設計・建設業務	サービス購入料A（一括払い）	給食センターの引渡し後に支払う
	サービス購入料B（割賦払い）	給食センターの引渡し後から事業期間終了までの間にわたり四半期ごとに支払う
配膳室等整備等業務	サービス購入料C（割賦払い）	配膳室等の引渡し後から10年間にわたり四半期ごとに支払う
開業準備業務	サービス購入料D（一括払い）	開業準備完了後に支払う
給食センターの維持管理・運營業務	サービス購入料E（固定料金）	維持管理・運営期間中に四半期ごとに支払う
	サービス購入料F（変動料金）	維持管理・運営期間中に四半期ごとに支払う

(2) 給食センターの設計・建設業務に係る対価（サービス購入料A・B）

1) 給食センターの設計・建設業務に係る対価

給食センターの設計・建設業務の対価に相当する額は、次の費用を含むものとする。

項 目	区 分	構成される費用の内容
給食センターの設計・建設業務の対価（サービス購入料A・サービス購入料B）	設計・建設費	<ul style="list-style-type: none"> ・調査費 ・設計費 ・事業用地内の既存施設の解体・撤去費 ・雨水排水路切回しに係る設計・工事費 ・建設工事費 ・調理設備調達・搬入設置費 ・食器食缶等調達費 ・施設備品等調達費 ・周辺家屋影響調査・対策費 ・工事監理費 ・施設所有権移転業務費

項目	区分	構成される費用の内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付金申請支援業務費 ・ 上記に伴う各種申請等業務費 ・ その他設計・建設費
	その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記に係る建中金利 ・ 融資組成手数料 ・ 特別目的会社の設立費用及び建設期間中の事務経費 ・ その他設計・建設に関して必要となる費用
	割賦手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割賦金利

市は、給食センターの設計・建設業務に係る対価について、給食センターの引渡し後に一括で支払う「サービス購入料A」と、給食センターの引渡し後から事業期間終了までの間にわたり割賦で支払う「サービス購入料B」に分けて支払う。

2) サービス購入料A (一括払い)

サービス購入料Aは、給食センターの設計・建設業務のうち、サービス購入料Aの対象業務に関する費用を対象とし、1,619,000,000円(消費税及び地方消費税を除く。)とする。ただし、当該対価は、市が安全・安心な学校づくり交付金、地方債及び一般財源により調達して支払うため、対象業務に係る費用の全額を充当するわけではない。

サービス購入料Aの算定対象

給食センターの設計及び建設に関する業務	サービス購入料Aの算定対象
・ 調査業務	
・ 設計業務	
・ 事業用地内の既存施設の解体・撤去業務	
・ 雨水排水路切回しに係る設計・工事等業務	
・ 建設工事業務	
・ 調理設備調達・搬入設置業務	
・ 食器食缶等調達業務	
・ 施設備品等調達業務	
・ 周辺家屋影響調査・対策業務	
・ 工事監理業務	
・ 所有権移転業務	
・ 交付金申請支援業務	
・ 上記に伴う各種申請等業務	
・ その他関連業務	

3) サービス購入料B (割賦払い)

サービス購入料Bは、給食センターの設計・建設業務に関する費用のうち、次のとを合わせた金額とする。

上記1)記載の給食センターの設計・建設業務に関する費用等の合計額からサービス購

入料Aを控除した額（割賦元金）

上記（割賦元金）を元本とし、事業者が提案するスプレッドを含む支払金利により算出される金利支払額（割賦金利）

（ア）サービス購入料Bの算定方法

維持管理・運営期間に年4回、計60回で元利均等返済する額とし、各回の支払額は次のとおり計算する。平成26年4月1日以降の日とする。

割賦元金に消費税及び地方消費税を加算した額と、割賦元金を60回で元利均等計算した支払元金の合計額に消費税及び地方消費税を加算した額を一致させる。

元利均等計算した1回当たりの支払元金、支払金利、消費税及び地方消費税の各支払額に一円未満の端数が生じた場合、各支払額の端数金額を切り捨てる。割賦元金につき、元利均等計算した各回の支払額が一致しない場合、支払元金の支払額をもって調整し、各回の支払額を一致させる。

割賦元金、消費税及び地方消費税のそれぞれにつき、の額との合計額に不一致が生じた場合、1回目の支払額に当該不一致額を合算する。

（イ）支払金利の設定方法

支払金利は、基準金利と事業者が提案するスプレッドの合計とし、基準金利は、東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表されるTOKYO SWAP REFERENCE RATE 6か月LIBORベース15年物（円-円）金利スワップレートとする。

基準金利設定は、給食センター引渡日の2営業日前（銀行営業日でない場合はその前営業日）とする。なお、上記支払金利確定後に基準金利の改定は行わない。

また、提案価格における基準金利は、平成23年2月1日の基準金利(1.727%)であり、事業者は、上記支払金利確定後において、「サービス購入料Bの償還表」を市に提出するものとする。

（3）配膳室等整備等業務に係る対価（サービス購入料C）

1）配膳室等整備等業務に係る対価

配膳室等整備等業務の対価に相当する額は、次の費用を含むものとする。

項目	区分	構成される費用の内容
配膳室等整備等業務の対価 (サービス購入料C)	設計・建設費	・配膳室等調査設計費 ・配膳室等整備・改修費 ・上記に伴う各種申請等業務費
	割賦手数料	・割賦金利

市は、配膳室等整備等業務に係る対価として、サービス購入料Cを、全ての配膳室等の引渡し完了後から10年間にわたり割賦で支払う。配膳室等整備等業務は、原則として平成25年度完了を予定しているが、事業契約締結後の具体的な検討により、配膳室等の引渡完了がそれ以降になる場合があることに留意すること。

2) サービス購入料C (割賦払い)

(ア) サービス購入料Cの算定方法

サービス購入料Cの契約金額は、事業提案時の前提条件である172,400,000円(提案価格(消費税及び地方消費税を除く。))を割賦元金とし、維持管理・運営期間の10年間に計40回で元利均等返済する額とする。

ただし、事業者への支払額については、提案金額である172,400,000円(提案価格(消費税及び地方消費税を除く。))を割賦元金の上限として、実際に配膳室等整備等業務に要した実費を割賦元金として、維持管理・運営期間の10年間に計40回で元利均等返済する額とし、各回の支払額は支払対象となる割賦元金と支払回数に応じて、上記(2)3)(ア)と同様の計算方法により計算する。ただし、第1回支払日は、平成26年4月1日以降の日とする。

(イ) 支払金利の設定方法

支払金利は、基準金利と事業者が提案するスプレッドの合計とし、基準金利は、東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表されるTOKYO SWAP REFERENCE RATE 6か月LIBORベース10年物(円-円)金利スワップレートとする。

基準金利設定は、配膳室等引渡日の2営業日前(銀行営業日でない場合はその前営業日)とする。なお、上記支払金利確定後に基準金利の改定は行わない。

また、提案価格における基準金利は、平成23年2月1日の基準金利(1.283%)であり、事業者は、上記支払金利確定後において、「サービス購入料Cの償還表」を市に提出するものとする。

(4) 開業準備業務に係る対価(サービス購入料D)

1) 開業準備業務に係る対価

開業準備業務の対価に相当する額は、開業準備期間に発生する次の費用を含むものとする。

項目	区分	構成される費用の内容
開業準備業務の対価 (サービス購入料D)	開業準備業務費	・人件費 ・保守管理費 ・清掃費 ・警備費 ・光熱水費 ・研修費 ・リハーサル費 ・パンフレット・DVD・ホームページ等製作費 ・保険料 ・一般管理費 ・その他開業準備に関して必要となる費用

市は、開業準備業務に係る対価として、サービス購入料Dを、開業準備業務完了後に一括で支払う。ただし、支払日は、平成26年4月1日以降の日とする。

また、市は、配膳室等整備等業務の進捗状況や学校等の事情により、事業提案書に記載された調理リハーサル、配送リハーサルその他の開業準備業務が実施されなかったと確認した場合には、事業者へ支払うサービス購入料の減額を行う場合がある。

(5) 維持管理・運営業務に係る対価(サービス購入料E・F)

1) 維持管理・運営業務に係る対価

維持管理・運営業務の対価に相当する額は、次の費用を含むものとする。

項目	区分	構成される費用の内容
維持管理・運営業務の対価 (サービス購入料E ・サービス購入料F)	維持管理 ・運営費	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 ・建築物保守管理費 ・建築設備保守管理費 ・附帯施設保守管理費 ・調理設備保守管理費 ・食器食缶等保守管理費 ・施設備品等保守管理費 ・清掃費 ・警備費 ・光熱水費 ・配送・回収費 ・各種支援業務費 ・その他維持管理・運営費
	その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料 ・一般管理費 ・法人税、法人の利益に対してかかる税金等及び選定事業者の税引後利益(株主への配当原資等) ・その他維持管理・運営に関して必要となる費用

市は、給食センターの維持管理・運営業務に係る対価について、維持管理・運営期間にわたり固定的に支払う「サービス購入料E」と、提供給食数等に応じて変動的に支払う「サービス購入料F」に分けて支払う。

2) サービス購入料E(固定料金)

(ア) サービス購入料Eの内容

給食センターの維持管理・運営業務に係る対価のうち、維持管理・運営期間にわたり市が事業者に対して固定的に支払うものをいい、事業者が事業提案書において提案した金額に基づき、年度毎に固定された金額を支払う。

サービス購入料Eには、建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、附帯施設保守管理業務、清掃業務、警備業務等に係る費用並びに提供給食数に関係なく生じる人件費、光熱水費その他の経費が含まれる。

(イ) サービス購入料Eの算定方法

支払回数は年4回とし、第1四半期から第4四半期の各四半期において、年間支払額の4分の1相当額を、維持管理・運営期間中に計60回支払い、各四半期の支払額は次のとおり計算する。

年間支払額を対象に消費税及び地方消費税を計算する。消費税及び地方消費税額に一円未満の端数が生じた場合、その端数金額を切り捨てる。

で計算した年間支払額をもとに1回当たり(各四半期相当分)の支払額を計算し、当該金額に1円未満の端数が生じた場合、その端数金額を切り捨てる。

で計算した1回当たりの支払額の4回分合算額が で求めた年間支払額と一致しない場合は、各年度の1回目(第1四半期相当分)の支払額をもって調整し、年間支払額と一致させる。

3) サービス購入料F(変動料金)

給食センターの維持管理・運営業務に係る対価のうち、維持管理・運営期間にわたり市が事業者に対して、提供給食数に応じて変動的に支払うものをいい、事業者が事業提案書において提案した金額(単価)に基づき、給食提供日毎に確定する提供給食数の四半期毎の合計数に応じて、次の算定式によって算定される金額を支払う。

[算定式]

$$\begin{aligned} \text{サービス購入料F} = & \\ & \text{小中学校通常食料金単価} \times \text{四半期の小中学校通常食提供給食数} \\ & + \text{保育園・幼稚園通常食料金単価} \times \text{四半期の保育園・幼稚園通常食提供給食数} \\ & + \text{アレルギー対応食料金単価} \times \text{四半期のアレルギー対応食提供給食数} \end{aligned}$$

サービス購入料Fには、提供給食数に応じて変動する人件費、光熱水費及びその他の経費が含まれる。

支払回数は年4回とし、第1四半期から第4四半期の各四半期において、次の算定式によって算出される金額を、維持管理・運営期間中に計60回支払う。

4) サービス購入料F(変動料金)の算定基準

(ア) 変動料金の考え方

サービス購入料Fは、次の金額を加算した額とする。

事業者が提案する小中学校の通常食1食当たりの料金単価(消費税及び地方消費税を除き、以下本別紙において同じ。)に各四半期における小中学校の通常食提供給食数(合計。100食単位)を乗じた額

事業者が提案する保育園・幼稚園の通常食1食当たりの料金単価に各四半期における保育園・幼稚園の通常食提供給食数(合計。100食単位)を乗じた額

事業者が提案するアレルギー対応食1食当たりの料金単価に各四半期におけるアレルギー対応食提供給食数(合計。1食単位)を乗じた額

事業者が提案する各料金単価は、小数点以下第二位までとする。

消費税及び地方消費税を除くサービス購入料Fに1円未満の端数が生じた場合、その端数金額を切り捨てる。また、かかるサービス購入料Fをもとに計算した消費税及び地方消費税に端数が生じた場合、その端数金額を切り捨てる。

(イ) 提供給食数の定義

提供給食数には、児童生徒用、園児用、教職員用、試食用が含まれるものとし、市の検食用、事業者の検食用を含まない。

(ウ) 提供対象者数等の増減に関する協議

市及び事業者は、維持管理・運営期間中の各年度毎(5月1日時点)の提供対象者数(上記(イ)の提供給食数の対象となる児童生徒等の合計数)が募集要項2(11)(イ)の記載の想定提供給食数の2割程度増減した場合、若しくは学校等の数が増減した場合は、サービス購入料E及びサービス購入料Fの割合若しくはサービス購入料E及びサービス購入料F(料金単価)の見直しについて協議を行うものとする。

提供クラス数が増加するなど食缶等の什器備品等を新たに調達する必要がある場合については、市は調達費等について合理的な範囲で負担するとともに、市及び事業者は、サービス購入料Fの見直しについて協議を行うものとする。

(エ) 提供給食数の決定方法

事業者は、各月の前月の10日(休日の場合はその翌日)までに、各学校等からの連絡をまとめ、児童生徒及び園児の転出入、教職員用給食、試食用給食、学校行事等開催等を踏まえた上で、その月に提供が予定される給食数(以下「予定給食数」という。)を市に報告し、確認を得る。

予定給食数の確認後、試食用給食、学校行事等の日程変更等による予定給食数の変動が考えられるため、事業者は、要求水準書の「第6 1総則」の規定する手続に従い、各学校等に提供する給食数(以下「提供給食数」という。)を市に報告し、確認を得る。最終的には、提供日の前日(休日の場合はその前日)の正午に、提供給食数を確定する。

提供給食数と予定給食数の差(以下「変更給食数」という。)は、 ± 200 食以内を基本とする。変更給食数が $+200$ 食を超える場合、事業者は超える部分について応諾しないことが可能である。変更給食数が -200 食を下回る場合、予定給食数から 200 食を減じた食数により、サービス購入料Fを算定する。ただし、市が、提供給食数の変更の通知を提供日の前日より相当程度前までに事業者に通知した場合は、市及び事業者は、提供給食数の変更について協議するものとする。

なお、予定給食数においては、保育園のみに給食を提供する日を含め、日当たりの提供給食数が想定提供給食数を大幅に下回る場合もあり得るが、市はこの部分について何ら保証するものではないことに留意すること。

提供日の前日(休日の場合はその前日)の正午に確定した提供給食数について、給食提供日に事業者の事由により給食が提供されなかった場合、提供されなかった給食は、提供給食数に含まないものとする。

(オ) 提供給食数と変動料金の算定方法

変動料金の算定にあたり、その基礎となる提供給食数は、次の考え方に基つき行うものとする。

小中学校及び保育園・幼稚園については、稼働日毎の提供給食数をそれぞれ 100 食単

位で切り上げて算定する（以下「変動料金算定用提供給食数」という。）ものとする。例えば、ある日の小中学校の実施給食数が5210食、保育園・幼稚園の実施給食数が2050食だった場合、それぞれ5300食、2100食が当該稼働日の変動料金算定用提供給食数となる。（稼働日とは、給食を提供する日をいう。）なお、アレルギー対応食については、提供給食数が変動料金算定用提供給食数となる。

上記（エ）の提供給食数の決定方法を踏まえ、小中学校及び保育園・幼稚園の提供給食数と変動料金算定用提供給食数の関係は、次のとおりである。

表 小中学校及び保育園・幼稚園の提供給食数と変動料金算定用提供給食数の関係

変更給食数	提供給食数	変動料金算定用提供給食数
±200食以内	実施給食数	「提供給食数」を100食単位で切り上げ
+200食超	予定給食数 +200食 +事業者の応諾した食数	「提供給食数」を100食単位で切り上げ
-200食超	実施給食数	「予定給食数 - 200食」を100食単位で切り上げ

2 サービス購入料の支払方法について

市は、事業者に対して「サービス購入料A（一括払い）」、「サービス購入料B（割賦払い）」、「サービス購入料C（割賦払い）」、「サービス購入料D（一括払い）」、「サービス購入料E（固定料金）」及び「サービス購入料F（変動料金）」を、次の規定に基づき支払うものとする。

（1）サービス購入料A（一括払い）

事業者は、給食センターの引渡し後、速やかに市に請求書を提出する。市は、請求を受けた日から30日以内に事業者に対してサービス購入料Aを支払う。

（2）サービス購入料B（割賦支払）

事業者は、維持管理・運営期間の各年度の四半期に一度、市による四半期業務報告書の確認を得た後、市に請求書をサービス購入料C、E及びFの請求書とともに提出する。市は、請求を受けた日から30日以内に事業者に対してサービス購入料C、E及びFとあわせてサービス購入料Bを支払う。

（3）サービス購入料C（割賦支払）

事業者は、維持管理・運営期間のうち引渡し後10年間の各年度に、市による四半期業務報告書の確認を得た後、市に請求書をサービス購入料B、E及びFの請求書とともに提出する。市は、請求を受けた日から30日以内に事業者に対してサービス購入料B、E及びFと

あわせてサービス購入料Cを支払う。

(4) サービス購入料D (一括払い)

事業者は、市が発行する運営開始準備完了確認書の受領後速やかに市に請求書を提出する。市は、請求を受けた日から30日以内に事業者に対してサービス購入料Dを支払う。

(5) サービス購入料E (固定料金) 及びサービス購入料F (変動料金)

市は、事業者の維持管理・運営業務の実施状況をモニタリングし、要求水準が満たされていることを確認した上で、サービス購入料E及びFを支払う。

市は、事業者から四半期業務報告書の提出を受け、四半期に一度、業務状況の良否を判断し、業務報告書の受領後10日以内に事業者へモニタリングの結果を通知する。当該通知の後に事業者は、市に対してサービス購入料E及びFの請求書をサービス購入料B及びCの請求書とともに提出する。市は、請求を受けた日から30日以内に事業者に対してサービス購入料E及びFを支払う。

(6) その他

維持管理・運営業務において、市が事業者に対して負担すべき追加費用の支払いは、かかる追加費用が固定的料金の場合はサービス購入料Eの増額をもって、変動料金の場合はサービス購入料Fの増額をもって行うことができる。また、事業者が市に対して負担すべき追加費用の支払いは、同様にサービス購入料E又はサービス購入料Fの減額をもって行うことができる。

なお、市が事業者に対して損害賠償を行う場合に関してはこの限りでない。

3 サービス購入料の改定

(1) サービス購入料A (一時支払)

建設期間中の物価変動にともなうサービス購入料Aの改定は行わない。

(2) サービス購入料B (割賦支払) の改定

1) 物価変動に伴う改定

建設期間中の物価変動にともなうサービス購入料Bの改定は行わない。

2) 金利変動に伴う改定

建設期間中の金利変動にともなうサービス購入料Bの改定については、上記1(2)3(イ)を参照のこと。

(3) サービス購入料C (割賦支払) の改定

1) 物価変動に伴う改定

建設期間中の物価変動にともなうサービス購入料Cの改定は行わない。

2) 金利変動に伴う改定

建設期間中の金利変動にともなうサービス購入料Cの改定については、上記1(3)2)
(イ)を参照のこと。

(4) サービス購入料D(固定料金)の改定

建設期間中及び開業準備業務期間中の物価変動にともなうサービス購入料Dの改定は行
わない。

(5) サービス購入料E(固定料金)及びサービス購入料F(変動料金)の改定

1) 物価変動による改定

サービス購入料E及びサービス購入料Fは、平成26年度以降、物価変動を考慮した改
定を行う。改定は、事業年度ごとに1回行い、翌事業年度の第1四半期の支払時より反映
する。

改定の対象となる費用

E A : サービス購入料E(固定料金)のうち電気、ガス、水道、下水道の基本料金相
当額

E C : サービス購入料E(固定料金)のうち上記E Aを控除した額

F A : サービス購入料F(変動料金)

改定対象とする価格指数

対象費用	価格指数	備考
E A	消費者物価指数 - 光熱・水道 (愛知県県民生活部)	改定後のサービス購入料Eの支払い対 象となる事業年度の前々年度4月が属 する年の年度平均指数(確報) (確定値4月公表)
E C F A	企業向けサービス価格指数 - 総平均 (日本銀行調査統計局)	改定後のサービス購入料E及びサー ビス購入料Fの支払い対象となる事業年 度の前々年度4月が属する年の年度平 均指数(確報) (確定値5月公表)

改定の方法

改定の対象となる価格指数の比率を算定する。このとき、価格指数比に小数点第4位
未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

算定された価格指数比をもとに下記の計算式を基に改定額を算定する。ただし、改定
率の絶対値が1.5%以下であった場合には、物価変動に基づく改定を行わないものと
する。

(ア) サービス購入料E(固定料金)のうちの光熱水費の電気、ガス、水道、下水道の基本

料金相当額 (E A)

$$EA_n = EA_0 \times (CPIU_n / CPIU_0)$$

ただし、 $| (CPIU_n / CPIU_0) - 1 | > 1.5\%$ とする。

EA₀：事業契約に規定されたサービス購入料 E (固定料金) のうち光熱水費に係る基本料金相当額

EA_n：維持管理・運営 n 年度に支払われるサービス購入料 E のうち光熱水費に係る基本料金相当額 (改定後)

CPIU₀：契約締結年度 (平成 2 3 年度) の消費者物価指数の年度平均指数 (光熱・水道)

CPIU_n：維持管理・運営 n 年度の支払い対象となる前々年度 4 月が属する年の消費者物価指数の年度平均指数 (光熱・水道)

(イ) サービス購入料 E (固定料金) のうち「 E A 」を控除した額 (E C)

$$EC_n = EC_0 \times (CPIG_n / CPIG_0)$$

ただし、 $| (CPIG_n / CPIG_0) - 1 | > 1.5\%$ とする。

EC₀：契約書に規定されたサービス購入料 E (固定料金) のうち E A を控除した額

EC_n：維持管理・運営期間の n 年度に支払われるサービス購入料 E のうち E A を控除した額 (改定後)

CPIG₀：事業契約締結年度 (平成 2 3 年度) の企業向けサービス価格指数 - 総平均の年度平均指数

CPIG_n：維持管理・運営 n 年度の支払い対象となる前々年度 4 月が属する年の企業向けサービス価格指数 - 総平均の年度平均指数

「 F A 」の算定方法については、上記算定式の「 E C 」を「 F A 」に入れ替えて算定する。

2) 消費税及び地方消費税の変動による改定

事業期間中に消費税及び地方消費税が変動した場合、市は、当該変動にあわせて変更された消費税及び地方消費税相当額を負担する。

なお、原則として他の税制改正による改定は行わない。

3) 改定率等の算定期期

改定率等は、企業向けサービス物価指数総平均 (日本銀行調査統計局) の前年度確定値が公表された翌月である 6 月に算定するものとする。

4) 基準の切替え及びそれに伴う換算

「消費者物価指数」及び「企業向けサービス価格指数」のいずれについても、原則として新基準確定値公表年度の翌年度の対価改定から新基準を用いて改定率等を算定し、新基準に基づく支払いは、翌々年度から行うこととする。

また、基準の切替えに伴う換算は、両指数共に、基準年における旧基準と新基準の年平均指数値 (新基準が 1 0 0) の比を用い、旧基準の指数を換算することとする。具体的な計算式は次のとおり。

【計算例】(下表の2009年の2010年基準の換算指数を算出する場合)

$$(2010年基準換算指数) = (2009年基準の指数) \times \frac{(2010年基準の2010年指数=100)}{(2005年基準の2010年指数)}$$

4 サービス購入料の減額等

市は、本事業の実施に関する各業務等のモニタリングを行い、設計・建設業務、開業準備業務、維持管理・運營業務の実施状況について、事業契約書及び要求水準書に定める要求水準に適合しない場合には、事業契約書の規定に従い、事業者に対し業務改善及び復旧に関する勧告やサービス購入料の減額等の措置をとるものとする。なお、詳細については、「モニタリング及び業務改善措置要領」において示す。

また、制度の変更等により予定していた業務が不要となった場合又は新たな業務を追加する場合などに、市と事業者は協議を行うものとする。

5 サービス購入料の支払額

(1) 設計・建設業務に係る対価		円
1) サービス購入料A	1,619,000,000円	
2) サービス購入料B		円
割賦元金		円
割賦金利*1		円
スプレッド		%
*1: 基準金利1.727% (平成23年2月1日現在) + スプレッド [] %を前提として算定したもの。		
3) サービス購入料C		円
割賦元金	172,400,000円	
割賦金利*2		円
スプレッド		%
*2: 基準金利1.283% (平成23年2月1日現在) + スプレッド [] %を前提として算定したもの。		
(2) 開業準備業務に係る対価		円
1) サービス購入料D		円
(3) 維持管理・運營業務に係る対価		円
1) サービス購入料E (固定料金)	(15年間)	円
うち光熱水費相当	(15年間)	円
その他(光熱水費相当以外)	(15年間)	円

2) サービス購入料F(変動料金)*3	(15年間)	円
小中学校通常食料金単価	(1食当たり)	円/食
保育園・幼稚園通常食料金単価	(1食当たり)	円/食
アレルギー対応食料金単価	(1食当たり)	円/食

*3: 募集要項等に基づき、事業提案において前提とした想定年間提供給食数をもとに算定したもの。

(4) 支払額

上記(1)(2)及び(3)は、平成23年7月7日に提出された事業提案書に記載された金額であり、実際の支払額は、上記(1)(2)及び(3)に金利変動、物価変動、提供給食数の変動及び制度変更による増減並びに消費税及び地方消費税額を加算した額とする。

別紙 2 提案価格算定の前提とする将来提供給食数等について

1. 想定年間提供給食数について

提案の前提とする想定年間提供給食数は次の考え方に基づき設定した。具体的な数値は、表 2 に示す通りである。

- ・事業期間を 5 年毎の 3 期に分割（平成 26～30 年：前期、平成 31～35 年：中期、平成 36～40 年：後期）し、5 年間は同一の提供給食数を前提とする。
- ・想定日当たり提供給食数（表 1）に各学校等の年間稼働日に乗じて算定される給食数を、千食単位で切り捨てた数値を想定年間提供給食数とする。（四半期毎の想定給食数は想定年間給食数を 4 等分した数値を使用する。）
- ・年間稼働日は、小中学校 190 日、保育園 227 日、幼稚園 195 日とする。
- ・想定年間提供給食数には、教職員数を含む。教職員数は、生徒、児童及び園児数の 1 割として算定する。

なお、表 2 に記載の想定提供給食数は、提案用の値であり、学校等の児童数、生徒数及び園児数の増減や、長期休暇・行事開催等に伴い、提供給食数が変動する可能性があることに留意すること。

2. 想定クラス数について

提案の前提とする想定クラス数は次の考え方に基づき設定した。具体的な数値は、表 3 に示す通りである。

- ・小中学校のクラス数は、要求水準書「【添付資料 7】年度別児童数、生徒数及びクラス数等の見込み」に示す平成 27 年度の推計値に、特別支援学級のクラスを合計したものである。
- ・保育園・幼稚園のクラス数は、現在のクラス数を見込みとしている。

なお、表に記載のクラス数は、提案用の値であり、学校等の児童数、生徒数及び園児数の増減や制度の変更等に伴い、今後クラス数が変動する可能性があることに留意すること。そのとき、事業者はクラス数の変動に応じ、柔軟に対応すること。

表1 想定日当たり提供給食数

年度	小中学校	保育園・幼稚園	アレルギー食	合計
平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度	5,744食/日 うち教職員数 526食/日	2,233食/日 うち教職員数 205食/日	60食/日	8,037食/日 うち教職員数 731食/日
平成31年度 平成32年度 平成33年度 平成34年度 平成35年度	5,469食/日 うち教職員数 501食/日	2,233食/日 うち教職員数 205食/日	60食/日	7,762食/日 うち教職員数 706食/日
平成36年度 平成37年度 平成38年度 平成39年度 平成40年度	5,194食/日 うち教職員数 476食/日	2,233食/日 うち教職員数 205食/日	60食/日	7,487食/日 うち教職員数 681食/日

表2 想定年間提供給食数

年度	小中学校	保育園・幼稚園	アレルギー食	合計
平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度	1,091,000食/年	533,000食/年	12,000食/年	1,636,000食/年
平成31年度 平成32年度 平成33年度 平成34年度 平成35年度	1,039,000食/年	533,000食/年	12,000食/年	1,584,000食/年
平成36年度 平成37年度 平成38年度 平成39年度 平成40年度	986,000食/年	533,000食/年	12,000食/年	1,531,000食/年

表3 提案用クラス数

区分	番号	校名	クラス数	うち	
				普通	特別支援
小学校	1	六連	7	6	1
	2	神戸	14	12	2
	3	大草	6	6	0
	4	田原東部	14	12	2
	5	田原南部	6	6	0
	6	童浦	16	14	2
	7	田原中部	14	12	2
	8	衣笠	14	12	2
	9	野田	8	6	2
	10	高松	6	6	0
	11	赤羽根	7	6	1
	12	若戸	7	6	1
	13	和地	6	6	0
	14	堀切	6	6	0
	15	伊良湖	6	6	0
	16	亀山	6	6	0
	17	中山	11	9	2
	18	福江	11	9	2
	19	清田	7	6	1
	20	泉	8	6	2
	小計		180	158	22
中学校	21	東部	14	12	2
	22	田原	20	18	2
	23	野田	4	3	1
	24	赤羽根	7	6	1
	25	伊良湖岬	5	5	0
	26	福江	14	12	2
	27	泉	3	3	0
	小計		67	59	8
保育園	保 1	第一	7		
	保 2	野田	4		
	保 3	六連	3		
	保 4	南部	3		
	保 5	東部	6		
	保 6	加治	4		
	保 7	中部	3		
	保 8	北部	5		
	保 9	神戸	3		
	保 10	大草	3		
	保 11	漆田	6		
	保 12	山北	3		
	保 13	高松	3		
	保 14	赤羽根	3		
	保 15	若戸	3		
	保 16	泉	5		
	保 17	清田	4		
	保 18	福江	6		
	保 19	中山	5		
	保 20	小中山	4		
	保 21	伊良湖岬	6		
	小計		89		
幼稚園	幼 1	田原赤石	9		
	幼 2	蔵王	7		
	小計		16		
合計			352		

別紙 3 配膳室等の現地確認調査の実施について

配膳室等の現地確認調査の実施日時は次のとおり。

		1	2	3	4	5	6	7	8
2月11日 (建国記念の日)	金	伊良湖小 9:30 ~ 10:15	掘切小 10:30 ~ 11:15	伊良湖岬保 11:30 ~ 12:00	伊良湖岬中 13:00 ~ 13:45	和地小 14:00 ~ 14:45	若戸小 15:00 ~ 15:45	若戸保 16:00 ~ 16:45	
2月12日	土	小中山保 10:00 ~ 10:45	中山小 11:00 ~ 11:45	中山保 13:00 ~ 13:45	亀山小 14:00 ~ 14:45	福江中 15:00 ~ 15:45	福江保 16:00 ~ 16:45		
2月13日	日	福江小 10:00 ~ 10:45	清田小 11:00 ~ 11:45	清田保 13:00 ~ 13:45	泉中 14:00 ~ 14:45	泉小 15:00 ~ 15:45	泉保 16:00 ~ 16:45		
2月14日	月	募集要項説明会			事業用地 現地見学会				
2月15日	火								
2月16日	水								
2月17日	木								
2月18日	金								
2月19日	土	赤羽根中 10:00 ~ 10:30	赤羽根小 10:45 ~ 11:30	赤羽根保 12:30 ~ 13:15	高松保 13:30 ~ 14:15	高松小 14:30 ~ 15:15	大草小 15:30 ~ 16:00	大草保 16:15 ~ 16:45	
2月20日	日	野田中 9:30 ~ 10:00	野田小 10:15 ~ 10:45	野田保 11:00 ~ 11:30	南部保 12:30 ~ 13:00	田原南部小 13:15 ~ 13:45	加治保 14:00 ~ 14:30	衣笠小 14:45 ~ 15:15	第一保 15:30 ~ 16:00
2月21日	月								
2月22日	火								
2月23日	水								
2月24日	木								
2月25日	金								
2月26日	土	北部保 10:00 ~ 10:30	童浦小 10:45 ~ 11:15	山北保 11:30 ~ 12:00	蔵王幼稚園 13:00 ~ 13:30	中部保 13:45 ~ 14:15	田原中 14:30 ~ 15:00	田原中部小 15:15 ~ 15:45	赤石幼稚園 16:00 ~ 16:30
2月27日	日	漆田保 10:00 ~ 10:30	東部中 10:45 ~ 11:15	東部保 11:30 ~ 12:00	田原東部小 13:00 ~ 13:30	神戸小 13:45 ~ 14:15	神戸保 14:30 ~ 15:00	六連小 15:15 ~ 15:45	六連保 16:00 ~ 16:30

[凡例]

- は、単独調理校(園)
- は、センター配送校(園)
- は、私立幼稚園